



桑名・員弁広域環境基本計画

東員町 環境 アクション プラン

第1版（令和6年3月策定）

令和6年3月

東員町

桑名・員弁広域連合

Contents

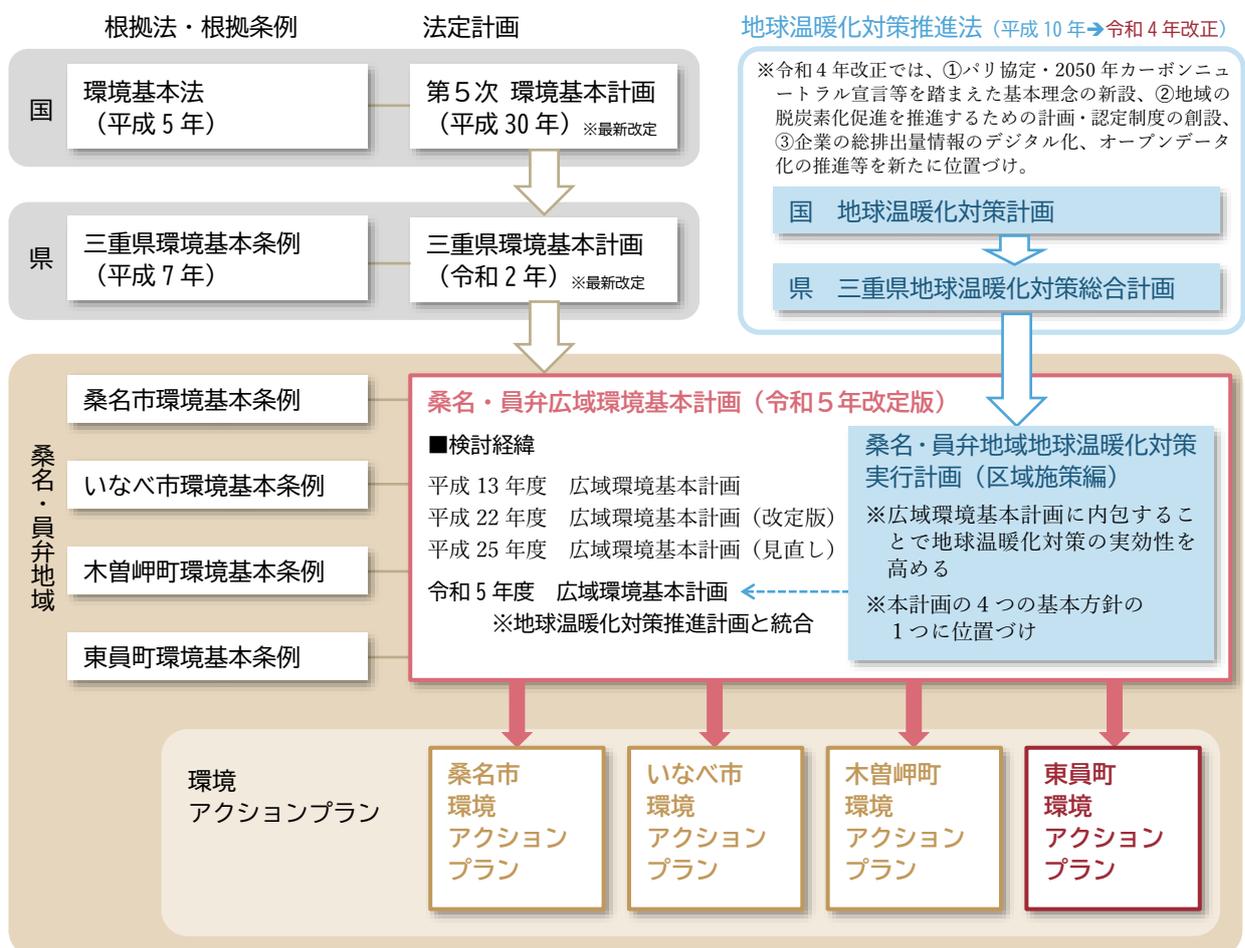
I	環境アクションプランの目的	1
	1. 計画の目的と位置付け	1
	2. 計画の概要	2
	3. 桑名・員弁広域環境基本計画の施策体系	4
II	対応すべき課題	6
	1. 地球規模での課題への対応	6
	2. 東員町を取り巻く状況	8
III	東員町の取り組み	10
	1. これまでの主な取り組み	10
	2. 現状を踏まえた課題	11
	3. 二酸化炭素排出量の推移と将来目標	12
IV	アクションプランの具体的施策	17
	方針Ⅰ 地球をまもる 脱炭素の社会づくり	18
	方針Ⅱ 暮らしをまもる 安心・快適なまちづくり	22
	方針Ⅲ 自然をまもる 共生する地域づくり	26
	方針Ⅳ みんなでまもる パートナーシップの仕組みづくり	30
V	アクションプランの推進体制	33
	1. 計画推進の仕組み	33
	2. 計画の進行管理の流れ	34

I 環境アクションプランの目的

1. 計画の目的と位置づけ

- 桑名・員弁地域では、自治体の垣根を越えて広域的に環境の取り組みを進めることを目指し、2市2町において環境基本条例を制定し、桑名・員弁地域での環境に関する計画として桑名・員弁広域環境基本計画を策定し、計画に基づき、桑名・員弁地域共通の取り組みや2市2町の取り組みを推進してきました。
- 一方、地球規模での気候変動が進む中で、令和4年に地球温暖化対策推進法が改正され、国の2050年カーボンニュートラル宣言を始め、地球温暖化対策を従来以上に推進することが期待されます。
- 脱炭素化の推進、生物多様性の保全などの制度や仕組み、新たな技術革新などは日々進んでおり、また、環境を取り巻く社会情勢や住民・事業者との関係等については、地域それぞれで異なります。
- 本アクションプランは、2市2町がこれまでより自由度高く、様々な環境施策を実施できるように、2市2町で目指す「桑名・員弁広域環境基本計画」の実現を目指しながらも、それぞれの市町の判断で自らプランを見直し、改善できるように、位置づけたものです。

■本計画の位置づけ



2. 計画の概要

(1) 計画の目的

①計画の期間

- アクションプランの根拠となる「桑名・員弁広域環境基本計画」（以降、広域環境基本計画）の計画期間は令和6年度から15年度までの10年間であり、概ね5年間での見直しを行う予定です。
- 本アクションプランは概ね5年後を見据えながらも、2市2町及び2市2町の環境審議会の判断において適宜改定できるものとします。
- なお、本アクションプランは地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を内包しており、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）としての目標年度は2030年度とします。

②計画区域

区分	対象とする内容
計画全体	桑名・員弁地域全域（桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町）
アクションプラン	東員町全域

③計画の対象範囲

- 広域環境基本計画が対象とする環境の範囲は、下表のとおりです。

区分	対象とする内容
地球	地球温暖化、再生可能エネルギー、省エネルギーなど
ごみ・資源	家庭系ごみ、事業系ごみ、リサイクル、廃棄物処理など
自然	動植物、生態系、森林、農地、水辺、公園・緑地など
生活	大気、水質、土壌、騒音、振動、臭い、日照、地盤沈下、不法投棄など

- 地球温暖化対策推進法に示される温室効果ガスのうち、本計画では、温室効果ガス排出量全体に占める割合や排出量の実態、把握の難易度などを考慮して、二酸化炭素のみを対象とします。
- 二酸化炭素の発生状況を把握する部門は、産業部門と家庭部門、業務その他部門、運輸部門、廃棄物部門、工業プロセス部門とします。

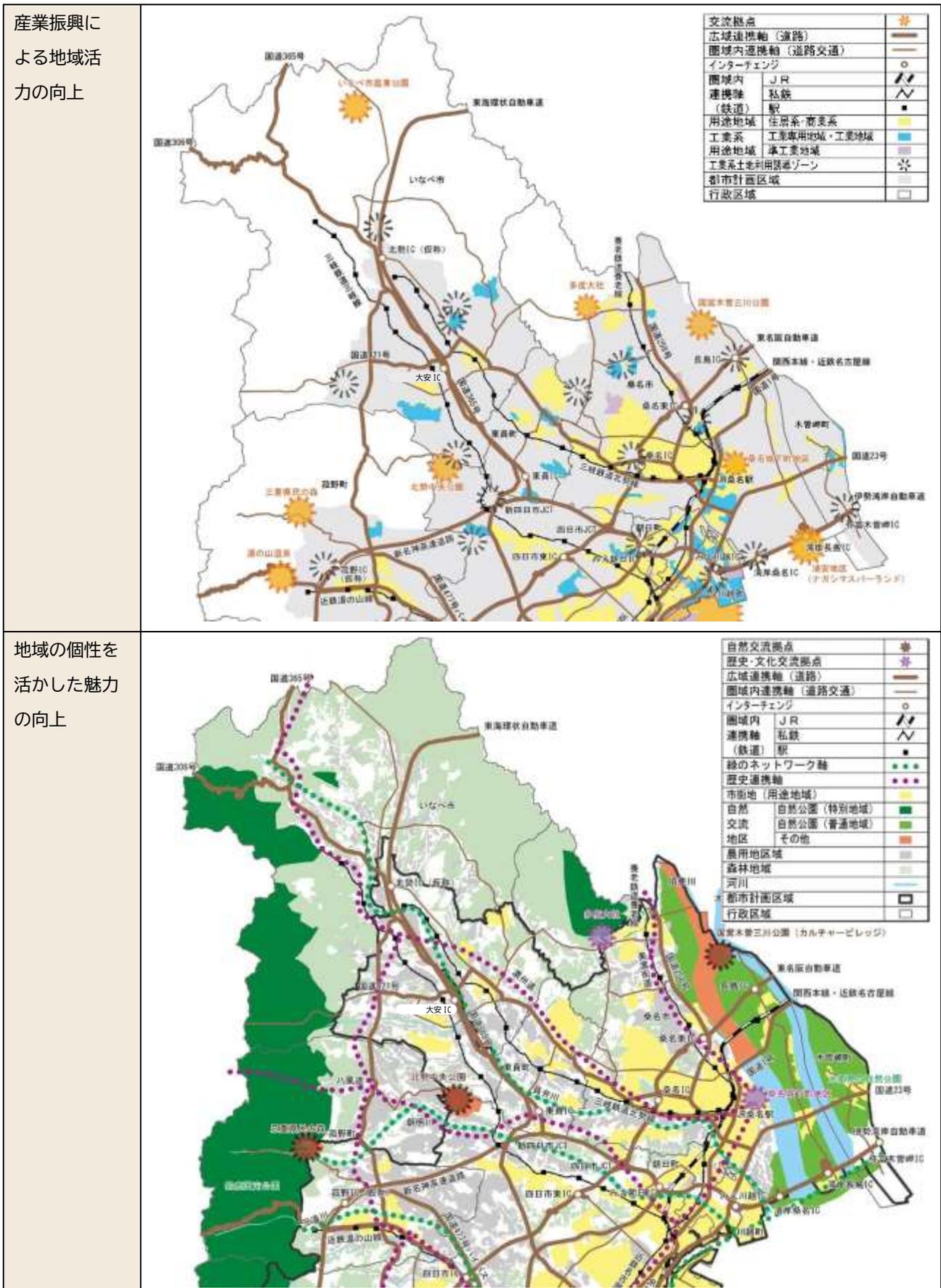
(2) 環境基本条例に定める基本理念

- 桑名・員弁地域では、2市2町において策定した「環境基本条例」に基づき環境に向けた様々な取り組みを展開しています。環境基本条例に位置づけた「基本理念（第3条）」は以下のとおりです。

環境基本条例
(抜粋)

- 第3条 良好な環境の保全と改善は、自治と協働の精神をもって、全ての者の参加と、環境の恵みを平等に分ち合うための公平な役割分担の下に行われなければならない。
- 2 良好な環境の保全と改善は、天然資源の有限性及び自然環境の復元能力の限界性をよく認識し、持続的発展が可能な環境への負荷の少ない資源節約・循環型社会が構築されるように行われなければならない。
- 3 良好な環境の保全と改善は、真に豊かな文化と歴史ある環境及び安全に安心して暮らせる生活と福祉の環境を確保し、将来の世代に維持継承されるように行われなければならない。
- 4 良好な環境の保全と改善は、微妙な均衡の下に成立する生態系の中で多様な野生動植物が共に生きていることを深く自覚し、人と自然の共生が実現されるように行われなければならない。
- 5 地球環境保全は、健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での緊急の課題であり、わたしたちの営みが国際的な相互依存関係にあることを認識し、国際的な環境管理に準じて推進されなければならない。

(参考) 三重県都市計画区域マスタープラン—北勢圏域将来都市構造図



3. 桑名・員弁広域環境基本計画の施策体系

- 広域環境基本計画では地球環境のこと、暮らしのこと、自然のことを、みんなで考え、守っていくために、目標とする将来像、4つの基本方針と、その実現のための施策を設定しています。

目標

4つの基本方針

桑名に生きるみんなの力をつなげて 未来の地球も まちも 自然も 守り育む地域づくり

地球を まもる

脱炭素の社会づくり

2050年度のカーボンニュートラルの実現を目指して、効率的なエネルギーの活用や脱炭素化を進めて、みんなで地球を守っていきます。

■実現したい未来の姿

- ・みんなができることを行い脱炭素化が実現している
- ・再生可能エネルギーが当たり前に使われている など



暮らしを まもる

安心・快適なまちづくり

まちとして安心、快適に暮らせる環境を整えながら、一人ひとりもごみになるものを減らしながら、みんなで暮らしを守っていきます。

■実現したい未来の姿

- ・変化する自然環境に対応しており安心して暮らせる
- ・リサイクル等が進みごみになるものが減っている など



自然を まもる

共生する地域づくり

地域の豊かなみどりやみずの自然環境を保全し、そこに多様な生態系が育まれるよう取り組みながら、みんなで地域の自然を守っていきます。

■実現したい未来の姿

- ・みどりとみずの豊かな自然環境が保全されている
- ・自然環境に支えられ、多くの生き物が生息している など



みんなで まもる

パートナーシップの仕組みづくり

暮らす人、働く人、訪れる人など地域みんなが、環境のことに関心をもち、行動できるように、地域みんなで守る仕組みをつくりまします。

■実現したい未来の姿

- ・環境のことを、色々な場所で学べる
- ・住民・事業者・行政が連携して行動する仕組みがある など



施策体系

評価指標

施策Ⅰ-1 創エネ・省エネの 促進

取り組み① 再生可能エネルギー設備の導入を推進する

取り組み② 創エネ・省エネにより脱炭素化を推進する

施策Ⅰ-2 環境に配慮した 行動への転換促進

取り組み③ 環境にやさしい日常生活、経済活動への転換を促す

取り組み④ 環境に配慮した交通体系への転換を促す

施策Ⅱ-1 安心・快適な暮らし を支える環境の形成

取り組み① 暮らしを取り巻く環境変化を監視し適切に対応する

取り組み② 衛生的で自然災害の不安のない住環境を形成する

施策Ⅱ-2 ごみを適正に処理 する仕組みの形成

取り組み③ ごみとなるものを減らす

取り組み④ ごみを適正に処理する

施策Ⅲ-1 魅力的で質の高い 自然環境の保全

取り組み① 身近な「みどり・みず」の空間を創出する

取り組み② 農地や林地を適正に保全する

施策Ⅲ-2 人と生き物が共生 する生態系の保全

取り組み③ 在来の自然生態系を守り育む

取り組み④ 人と生き物が共生できる環境をつくる

施策Ⅳ-1 環境学習の充実

取り組み① 環境に関する情報をまとめ発信する

取り組み② 環境学習が受けられる機会を増やす

施策Ⅳ-2 環境保全活動に参加 しやすい環境づくり

取り組み③ 住民・事業者・団体等の積極的活動を支援する

取り組み④ 民間の力を発揮しやすい官民連携体制を構築する

指標1 二酸化炭素の 排出量を削減する

2050年の脱炭素化の実現に向けて、2013年の二酸化炭素排出量に対し、以下の目標を設定。

【2030年】 **47%削減**

【2050年】 **100%削減**

指標2 ごみの排出量を削減する

住民、事業者との連携を通じて、1人1日あたりのごみの排出量を可能な限り減らす。

【2030年】 **636g/
人・日**

【2033年】 **さらに
減少**

指標3 みどり(緑の面積)を 適切に維持する

二酸化炭素の吸収源として、地域にある公園、田畑、林地などの「みどり」を維持する。

【2030年】 **25,789ha**

【2033年】 **将来に
渡り維持**

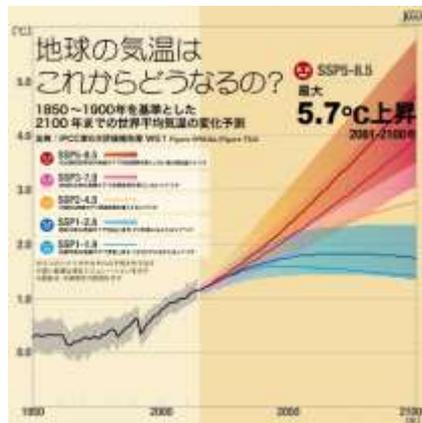
Ⅱ 対応すべき課題

- 地球温暖化や生物多様性の保全などの環境に関する問題への対応は、国際的な課題として各国が連携して取り組んでいくことが求められています。
- 2市2町は住民や事業者にも身近な自治体として、わが国や三重県の進む方向性を踏まえながら、環境問題に取り組んでいく必要があります。
- 地球規模での国際的な課題を大きく整理すると、以下のとおりです。

課題① 地球温暖化の緩和と気候変動への適応

- JCCCA（全国地球温暖化防止活動推進センター）による地球の気温の将来予測では、2081年～2100年で最大で5.7℃上昇するとされています。
- 地球温暖化に伴う気温上昇や極端な降水状況（大雨、渇水等）などの気候変動が生じている中で、地球温暖化の緩和に向けた取り組みと、進み続ける気候変動に適応するための取り組みが求められています。

■2100年までの世界平均気温の変化予測（1950～2100年・観測と予測）



課題② 生物多様性の保全

- 生物多様性とは「多様な生きものが多様な環境に豊かに生息している“状態”」を示しており、①生態系の多様性、②種の多様性、③遺伝子の多様性から成り立ちます。
- 山と海、森と川など、野生生物が生息する環境のつながり（生態系ネットワーク）を確保するための取り組みが求められています。

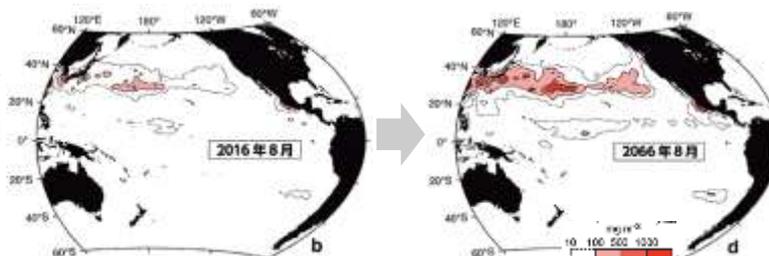
■生態系ネットワーク（みえ生物多様性推進プラン（第3期））



課題③ 海洋プラスチックごみの対策

- マイクロプラスチック（5mm以下の微細なプラスチックごみ）による海洋汚染など、プラスチックごみ問題や、過剰生産による食品ロス問題などに対して、ごみを減らす、適切に処理するためのごみ問題への対応が重要となっています。
- わが国では、3Rの推進によるごみとなるものの減量等を含めた様々な取り組みが進んでいます。

■2016年時点と50年後の海洋表層マイクロプラスチック重量濃度分布
（環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書より）



課題④ 持続可能な開発目標（SDGs）の推進

- SDGs（Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標）は、2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標であり、17のゴール、169のターゲットから構成されています。
- わが国も国際社会の一員として積極的に取り組んでおり、住民や事業者にとって最も身近な基礎自治体としての対応が求められます。

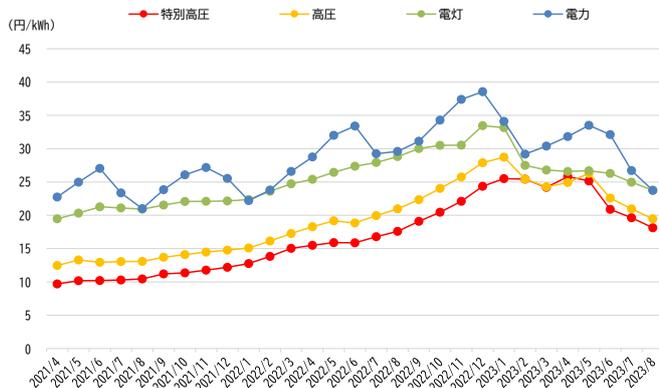
■SDGs（持続可能な開発目標）



課題⑤ エネルギー価格高騰や感染拡大等の予測不能な事態への対応

- 国際情勢の変化に伴うエネルギー価格の高騰や、新型コロナウイルス感染拡大に伴うライフスタイルの変化を受けて、再生可能エネルギーの活用や、家庭での光熱費抑制の動き等が進んでいます。
- 中部管内でも、国のエネルギー政策に伴う変動はあるものの、長期的には電力価格、ガソリン価格等のエネルギー価格の高騰が進んでいます。

■電力料金の推移（中部管内の場合）



※消費税及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は含まない単価となっております。

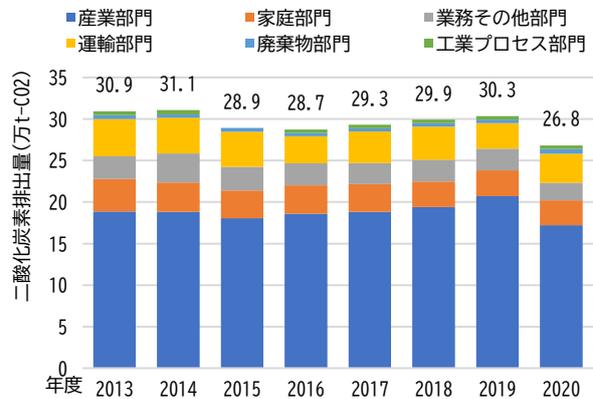
2. 東員町を取り巻く環境

- 東員町を取り巻く脱炭素化や地球温暖化、廃棄物処理等の諸課題を整理します。

課題⑥ 脱炭素化に向けた温室効果ガス排出量削減の必要性

- 東員町の二酸化炭素排出量は、コロナ禍前の2019年以前は、2016年から業務部門を中心に微増傾向にありましたが、コロナ禍の影響等から2020年には減少しています。
- 長期的にみると、業務部門は増加傾向にある一方で、家庭部門、運輸部門は減少傾向を示しているため、とくに事業者との連携を図りながら、環境負荷の少ない形での生産活動等を求めていくことが期待されます。

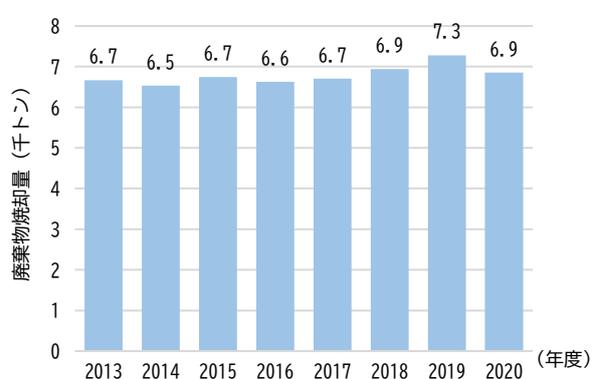
■東員町 二酸化炭素排出量推移



課題⑦ リサイクル等を通じたごみとなるものを減らす取り組みの必要性

- 東員町からのごみの焼却量は、長期的には年間6~7千トンと横ばいですが、2016年~2019年にかけては増加傾向が続いています。
- 東員町では、資源ごみストックヤードやリサイクルボックスの設置、資源ごみ収集団体への助成金交付など、リサイクルの取り組みを進めており、これらの取り組みを中心として、住民や事業者からのごみの削減を進めていくことが求められます。

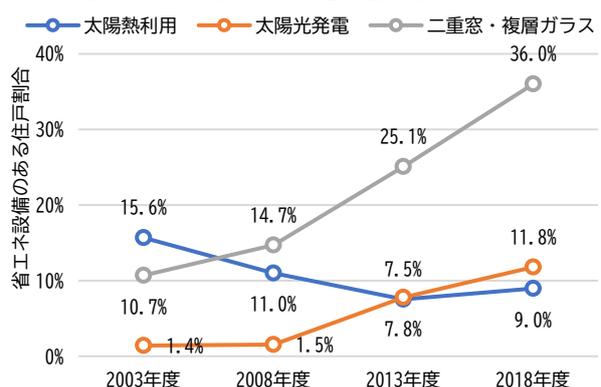
■東員町ゴミ焼却量の推移



課題⑧ 再エネ、省エネ設備等の導入促進の必要性

- 日々の暮らしや生産活動の脱炭素化に向けては、再生可能エネルギーへの切替や、省エネルギー設備の導入等が効果的ですが、例えば町内の戸建住宅のうち太陽光発電を導入している住宅は12%程度にとどまっています。
- 再エネ、省エネ設備の導入は年々増加傾向にあるため、この増加傾向を継続し環境性能の高い住宅、建物を普及していくことが求められます。

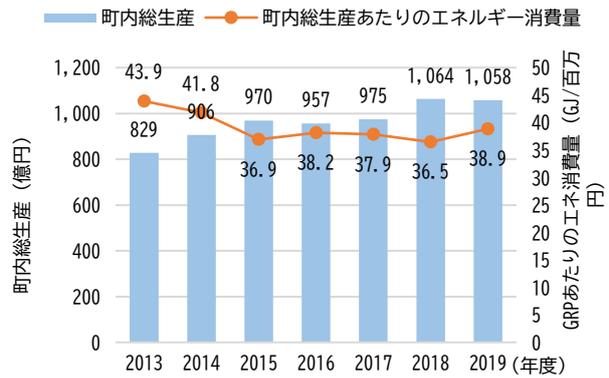
■東員町 省エネ設備導入の戸建住宅の割合



課題⑨ まちの活況と脱炭素化の両立の必要性

- 東海環状自動車道の開通等を受けて工場等が操業を開始するなど、産業等の町内総生産額は増加傾向にあります。一方で、町内総生産あたりのエネルギー消費量はほぼ横ばいであり、経済の活況が二酸化炭素排出量の増加に直結している状況と考えられます。
- 業務部門の排出量抑制に向けて、環境負荷の少ない生産活動を推進する取り組みが求められます。

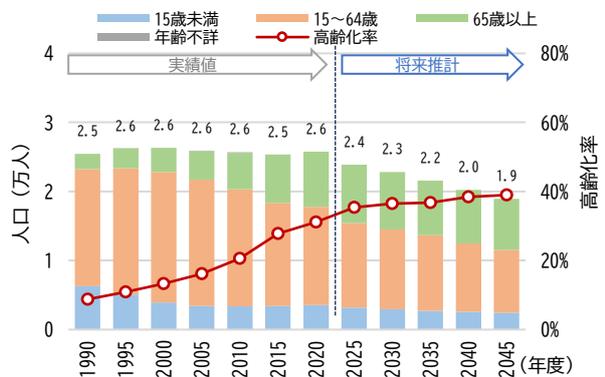
■東員町 町内総生産とエネルギー消費量



課題⑩ 少子化・高齢化に伴う人口構造の変化への対応の必要性

- 東員町の人口は2000年より緩やかな減少に転じており、将来推計でも減少傾向は続き、高齢化率は4割に近づく予想となっています。
- 人口構造の変化とともに、ライフスタイルの変化や家庭での時間の増加等から、家庭からの環境負荷が増える可能性があり、住民とともに家庭での環境配慮行動を促進していくことが求められます。

■東員町 人口推移



課題⑪ 広域的な交通環境の充実に伴う自動車増加への対応の必要性

- 東海環状自動車道の整備とともに、東員町やいなべ市の企業立地が進んでおり、今後の企業誘致も進んでいくと予想されます。
- 町内の移動に自動車に依存する住民も多く、通勤時間帯には道路混雑も見られます。
- 家庭、業務、物流など様々な場面での自動車への依存が高いつ中で、地域公共交通の利用促進や次世代自動車への転換促進など、自動車からの温室効果ガス排出量の抑制に取り組むことが求められます。

■東員町 道路交通センサス交通量 (令和3年)



Ⅲ 東員町の取り組み

1. これまでの主な取り組み

東員町では、生ごみの堆肥化や廃食用油のリサイクル事業など、資源リサイクルの取り組みを、NPO 団体や町民、事業者等とともに進めてきました。また、不要となったものを必要な人に譲るリサイクルバンクの仕組みをつくることや、資源ごみストックヤードを運用するなど、町民がリサイクル活動に取り組みやすい環境を整えてきました。

また、町内に立地する事業者と連携し、森林教育、環境学習等を行うなど、官民連携による環境の取り組みを進めてきました。

令和4年9月には「東員町ゼロカーボンシティ宣言」を行い、これまでのリサイクル活動や環境学習等の取り組みを継続しつつ、東員町らしい自然環境を支える取り組みを進めていきます。

①生ごみ堆肥化事業

- 町民の自主的な参加で「ごみゼロ社会の実現をめざして」のミッションを基に、行政、町民、NPO 法人が協働で、ごみ減量の取り組みをツールに高齢者の生活支援、安否確認を兼ねて、3Rの推進、地球温暖化防止、行政コストの削減、持続可能な循環型社会を目指した活動として「NPO法人 生ごみリサイクル思考の会」による生ごみ堆肥化事業を行っています。



②廃食用油のリサイクル事業

- 町民、行政、事業者が協力をしながら、ごみの分別と減量化を図り、地域資源として「ごみゼロ・循環型社会」の構築をめざすことを目的に、廃食用油を回収し再資源化しています。



③民間による森林教育、環境学習の機会の提供

- TOYOTIRE(株) 桑名工場による「TOYOTIREs 緑のつながり・三重」の森林教育、環境学習等が行われています。東員町の豊かな自然を活かした民間主導での環境教育と連動した取り組みを展開しています。



2. 現状を踏まえた課題

- 平成 26 年度「桑名・員弁広域環境基本計画」に基づく 4 つの基本目標に対して、東員町のこれまでの取り組みを踏まえた課題を以下に整理します。

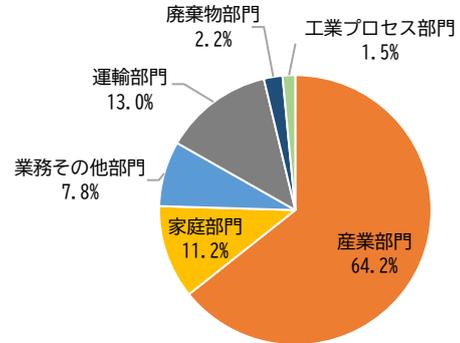
環境づくりの基本目標	東員町の課題
基本目標① 地球環境に配慮した、資源やエネルギーが大切にされる循環型社会の地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境負荷の少ない低炭素、循環型のまちを目指し、省資源・省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの啓発を進めることが求められます。 ● 生活や事業者の活動等から発生するごみ問題の改善に向けて、適正なごみ収集・処理体制の確保を図るとともに、町民等によるごみの適正排出、分別、減量等を進めるための支援、啓発の取り組みが求められます。 ● 町民のリサイクル意識の向上等を図るため、ストックヤードを拠点とした資源ごみ収集の継続的な展開を図ることが求められます。
基本目標② 豊かな自然が守られた、水と緑と人が共生する魅力ある地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 耕作放棄地の再利用を図り、地域の農業環境を維持していくため、効率的かつ安定的で持続可能な農業経営の実現や、フードマイレージを意識した農産品の地産地消を推進していく取り組みが求められます。 ● 生態系の多様性、野生生物の種の保存や、森林、農地、水辺地等の多様な自然環境の保全を図るための取り組みが求められます。
基本目標③ 安らぎの空間のなかで、安心・快適に暮らせる地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 東員町の環境を維持しながら、持続的で魅力的な居住環境を形成していくため、都市機能の適正立地や住宅地の形成、公園・緑地・河川の整備や維持管理を計画的に進めることが求められます。 ● 移動することが困難な人を増やさず、環境に配慮した交通体系が実現できるように、既存の公共交通を維持しながら、新たな移動手段の活用も含めて、地域公共交通計画と連動した取り組みが求められます。 ● 風水害等による災害被害の変化を踏まえて、発災時に最悪の事態を回避できるよう、平時からの対策を計画し、実行していくことが求められます。
基本目標④ 協働でつくる、人と環境にやさしい地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 「TOYOTIRES 緑のつながり・三重」など、事業者による森林整備活動として取り組まれる民間主導型の環境教育を支援し、広く展開していく取り組みが求められます。 ● 地域の環境活動に取り組む町民等の登録制度や、環境教育等を推進する指導者の育成、取り組みの情報発信の場の提供など、地域性を考慮した環境教育を推進できる体制を整えることが求められます。

3. 二酸化炭素排出量の推移と将来目標

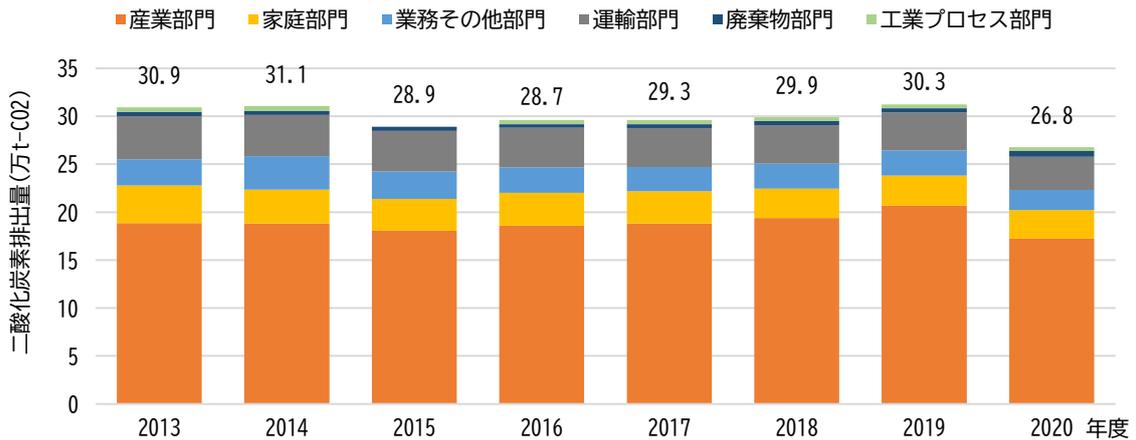
(1) 二酸化炭素排出量の推移

- 東員町の二酸化炭素排出量は、2013 年度から 2019 年度にかけて約 30 万 t-CO₂ で横ばいに推移していましたが、2020 年度には約 27 万 t-CO₂ と減少しました。
- 産業部門の排出量は 2013 年度から 2019 年度にかけて増加傾向にありましたが、2020 年度に減少に転じました。
- 産業部門と廃棄物部門以外の部門は概ね減少傾向にあります。
- 部門別の割合をみると産業部門が約 64%、運輸部門が約 13%、家庭部門が約 11%を占めています。

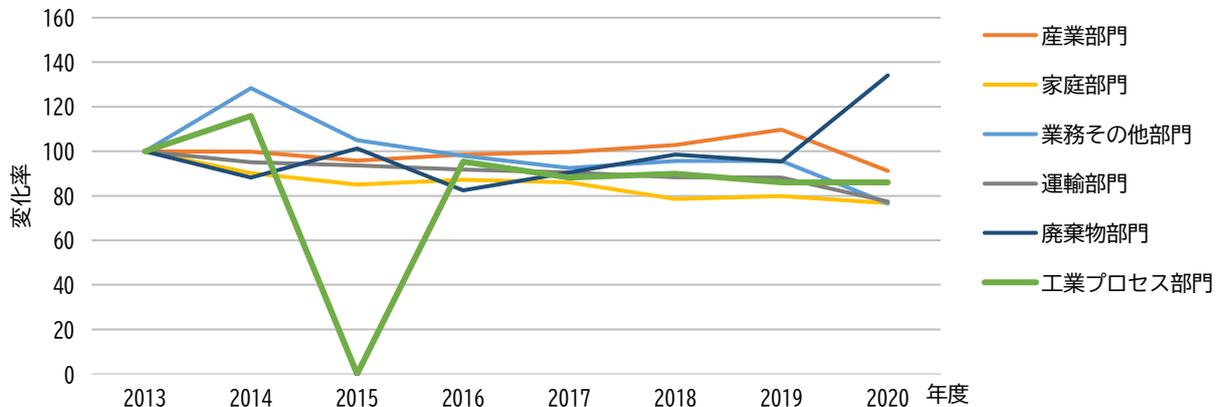
■二酸化炭素排出量の部門別内訳（2020 年度）



■二酸化炭素排出量の推移



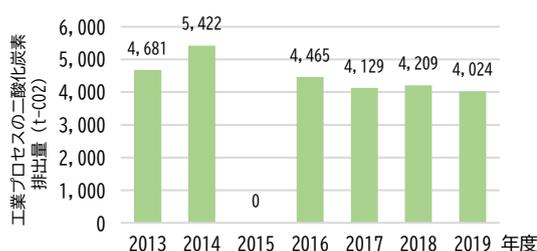
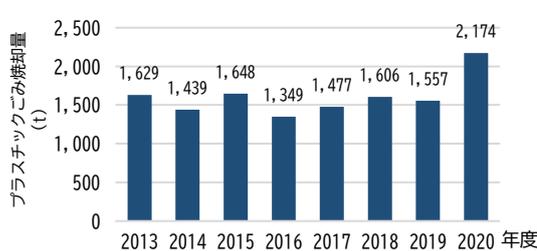
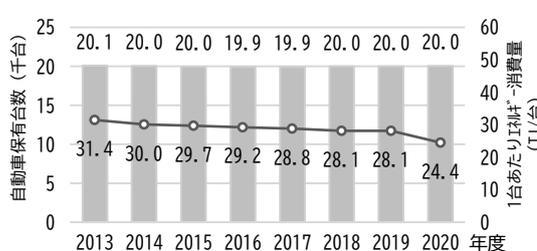
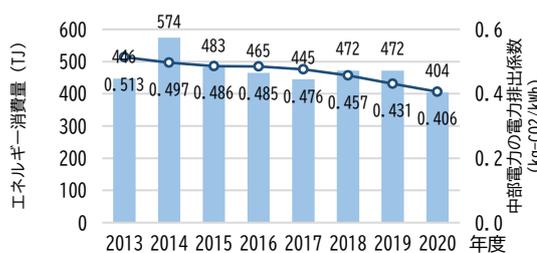
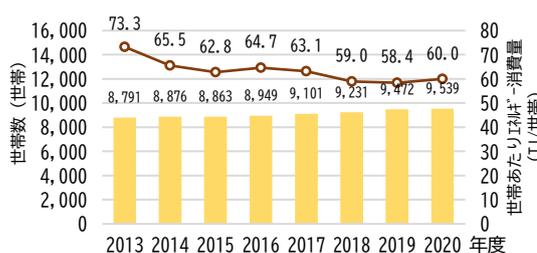
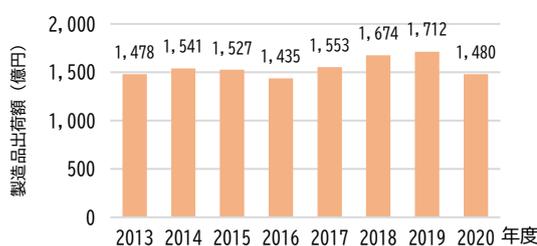
■部門別の二酸化炭素排出量の変化率（2013 年度を 100 とする）



(2) 二酸化炭素排出量の増減要因

- 二酸化炭素排出量の増減要因は以下のとおりです。

部門	増減要因
産業部門	<ul style="list-style-type: none"> ● 製造品出荷額が2016年度から2019年度まで増加傾向にありましたが、2020年度に大きく減少しています。 ● 製造業の活動規模の増減が主な排出量の増減要因と考えられます。
家庭部門	<ul style="list-style-type: none"> ● 世帯数が増加する一方で、世帯あたりエネルギー消費量は減少傾向にあることから、節電や高性能の家電製品への買い替え等により、エネルギー消費量が減少したためと考えられます。
業務その他部門	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務その他部門のエネルギー消費量は増減を繰り返しながらおおむね減少傾向にあります。 ● 電力排出係数は減少を続けていることから、エネルギー消費量の現象よりも電力排出係数の現象によるところが大きいと考えられます。
運輸部門	<ul style="list-style-type: none"> ● 自動車保有台数は横ばいで推移しているのに対して、自動車1台あたりのエネルギー消費量が減少を続けていることから、低燃費車や次世代自動車の普及が進んだことが減少要因と考えられます。
廃棄物部門	<ul style="list-style-type: none"> ● 2020年度にプラスチックごみの焼却量が増加しています。 ● RDF発電から廃棄物の焼却に処理方法を変更したことが増減要因の1つと考えられます。
工業プロセス部門	<ul style="list-style-type: none"> ● 化学工業の事業所からの排出であり、排出量が減少傾向にあることから、製造量の減少によるものと考えられます。 ● 2015年度は、当該事業所が出典である算定報告公表制度の対象外となっているため排出量がゼロとなります。

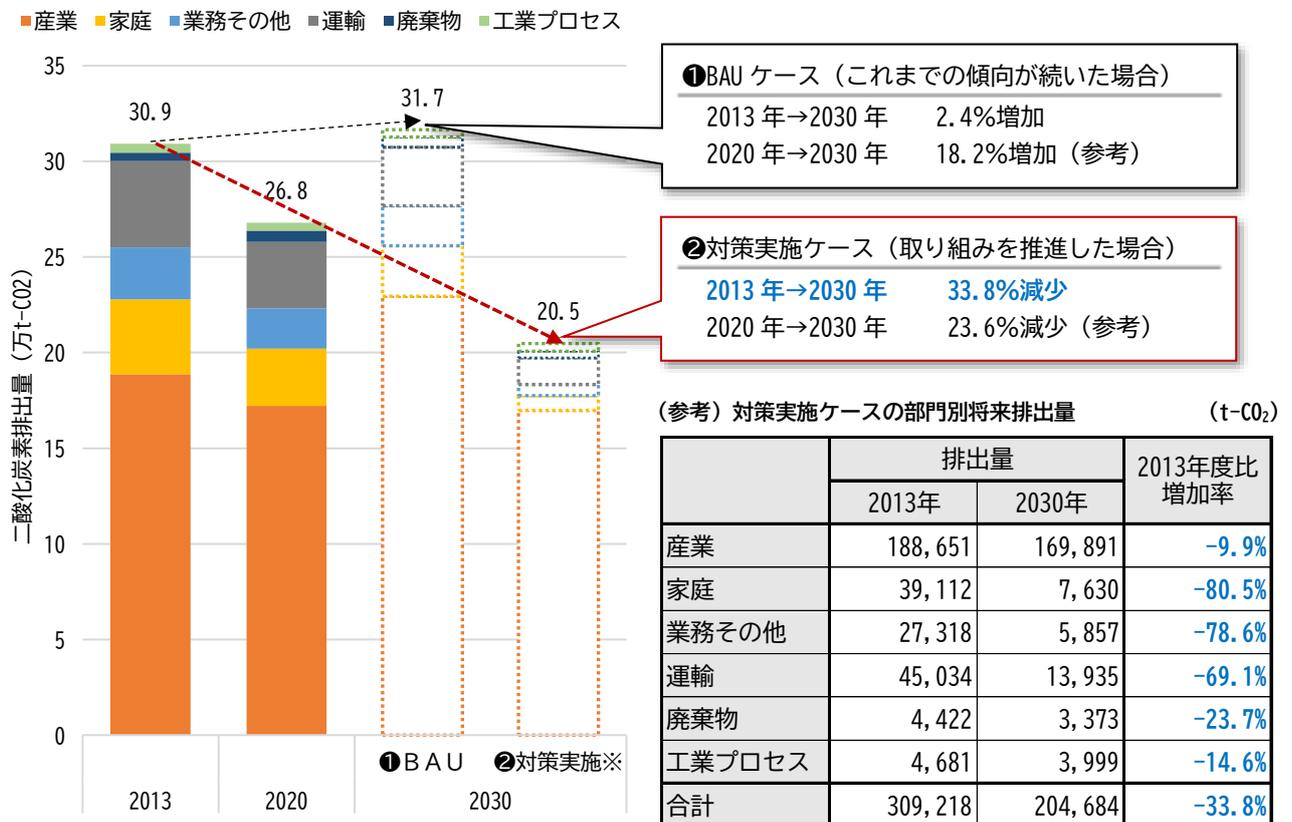


(3) 排出量の削減ポテンシャル

- 二酸化炭素排出量の削減目標を設定するにあたり、BAU（現状すう勢）ケースと対策実施ケースの2つのケースを想定して、2030年度の二酸化炭素排出量を将来推計しました。
- BAU ケースの 2030 年度における二酸化炭素排出量は約 31.7 万 t-CO₂ となり、2013 年度比で 2.4%の増加となることが予測されます。
- 対策実施ケースの 2030 年度における二酸化炭素排出量は約 20.5 万 t-CO₂ となり、2013 年度比で 33.8%の減少となることが予測されます。
- 全体として、町内で行われる仕事や生活の活動規模の変化が少ない傾向にあったことから BAU ケースでは微減傾向となり、対策実施ケースではさらなる減少が期待されます。

将来推計のケース	内容
① BAU ケース	<ul style="list-style-type: none"> 排出量の削減に関する技術の進展や製品の普及、節電や省エネ等の取り組みを行わないことを想定したケース。 二酸化炭素排出量の推移や、人口・世帯数や製造品出荷額などの各部門の活動規模を表す指標のトレンド分析や将来予測値を踏まえて将来の排出量を推計する。(三重県と概ね同様の手法を採用)
② 対策実施ケース	<ul style="list-style-type: none"> 排出量の削減に関する技術の進展や製品の普及、節電や省エネ等の取り組みによる削減効果を考慮したケース。 国と三重県による削減に向けた取り組みによる本市への波及効果を、国・県の削減効果をその取り組みに関する活動規模を表す指標の市と国・県の比率で按分する形で推計し、BAU ケースの推計結果に反映する。(国や県と同程度の水準で各取り組みを推進することが前提)

■将来排出量



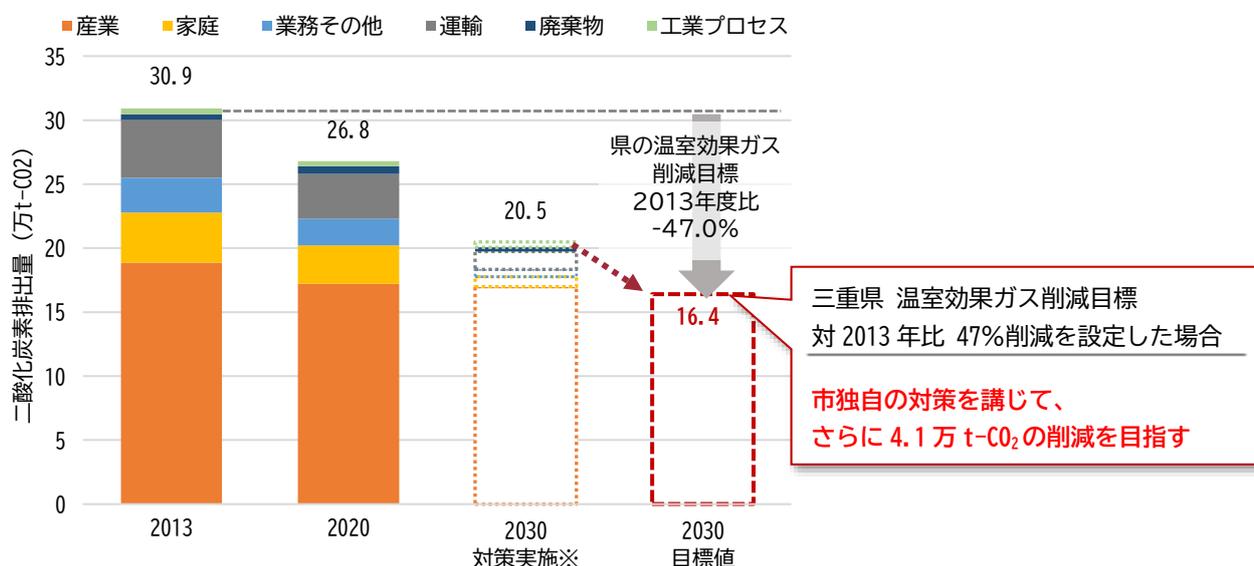
※国と県の取り組みによって東員町に波及する削減効果のみを考慮した場合の 2030 年度の排出量

(4) 二酸化炭素排出量の削減目標

- 二酸化炭素排出量の削減目標を三重県と同様の 2030 年度に 2013 年度比で 47%削減^{*}とするためには、国と県による対策実施ケースに対して、さらに町独自の取り組みで 4.1 万 t-CO₂ の削減が必要となります。
- 既に再生可能エネルギーの導入や省エネ設備の導入などの網羅的な取り組みについては、国・県の対策で考慮されていますが、それらの取り組みに追加の対策を行うことで県の削減目標に近づけることができると考えます。
- 排出削減の余地が大きい産業部門について、再生可能エネルギーの導入や事業者の削減に向けた取り組みを促す対策を行うことが重要であると考えられます。

※東員町では地域の個別計画として「東員町ゼロカーボン実現計画」を策定し、さらに野心的な目標として 2030 年度に 2013 年度比で 50%削減することを目指しています。

■将来排出量と削減目標



※国と県の取り組みによって東員町に波及する削減効果のみを考慮した場合の 2030 年度の排出量

東員町で考えられる追加の施策	内容
製造業における再生可能エネルギーの導入推進	工場等への太陽光発電の導入の促進、再生可能エネルギー由来の電力調達の促進に向けて補助等の支援を強力に実施する。
三重県の地球温暖化対策計画書制度を活用した取り組みの支援	三重県の地球温暖化計画書制度の対象事業所の計画書における目標値やエネルギー消費量、二酸化炭素排出量の傾向などを踏まえて、事業所の状況に合わせた情報提供等の支援を行う。
環境優良事業者の認定制度の創設による自主的な取り組みの促進	脱炭素をはじめとした環境問題に関する取り組みを行う町内事業者の登録制度を設け、自主的な取り組みを促す。 また、特に脱炭素化に優れた取り組みを行う事業所に対して、優良事業者としての認定や表彰などを行い、他事業者への取り組みの周知を図る。 町の事業の入札などにおいての優遇等を行う。

IV アクションプランの具体的施策

- 本アクションプランは、桑名・員弁広域環境基本計画の実現に向けた、東員町における具体的施策を位置づけ、着実な業務遂行を図るものです。
- 以下に示す桑名・員弁広域環境基本計画に位置づけた4つの基本方針に紐づく施策及び具体的な取り組みについて、次頁よりまとめます。

方針Ⅰ 地球をまもる 脱炭素の社会づくり

施策	取り組み
I-1 創エネ・省エネの促進	①再生可能エネルギー設備の導入を推進する
	②創エネ・省エネにより脱炭素化を推進する
I-2 環境に配慮した行動への転換促進	③環境にやさしい日常生活、経済活動への転換を促す
	④環境に配慮した交通体系への転換を促す

方針Ⅱ 暮らしをまもる 安心・快適なまちづくり

施策	取り組み
II-1 安心・快適な暮らしを支える環境の形成	①暮らしを取り巻く環境変化を監視し適切に対応する
	②衛生的で自然災害の不安のない住環境を形成する
II-2 ごみを適正に処理する仕組みの形成	③ごみとなるものを減らす
	④ごみを適正に処理する

方針Ⅲ 自然をまもる 共生する地域づくり

施策	取り組み
III-1 魅力的で質の高い自然環境の保全	①身近な「みどり・みず」の空間を創出する
	②農地や林地を適正に保全する
III-2 人と生き物が共生する生態系の保全	③在来の自然生態系を守り育む
	④人と生き物が共生できる環境をつくる

方針Ⅳ みんなでまもる パートナーシップの仕組みづくり

施策	取り組み
IV-1 環境学習の充実	①環境に関する情報をまとめ発信する
	②環境学習が受けられる機会を増やす
IV-2 環境保全活動に参加しやすい環境づくり	③住民・事業者・団体等の積極的活動を支援する
	④民間の力を発揮しやすい官民連携体制を構築する

方針Ⅰ 地球をまもる 脱炭素の社会づくり

施策Ⅰ-1 創エネ・省エネの促進

取り組み① 再生可能エネルギー設備の導入を推進する

- 2050年の脱炭素化、2030年までの対2013年比での47%削減目標を達成するためには、住宅や建物、公共施設などで使用するエネルギーを、可能な限り再生可能エネルギーに転換し、発電等に伴う温室効果ガス排出を減らしていくことが重要となります。
- 再生可能エネルギー設備の導入を段階的に進めていくため、公共施設の屋根や空きスペース等を活用し、太陽光、風力など再生可能エネルギー発電設備の設置を検討します。
- 太陽光発電設備を設置する町民に補助金を交付するほか、県が進める住宅向け太陽光発電設備の共同設置等に関する情報発信や、申請手続きの支援等を行います。
- 既に太陽光発電等の導入を進めている公共施設、民間施設、住宅等について、発電力の自家消費を中心にエネルギーの自給自足を推進します。

- ① 公共施設での再生可能エネルギー発電設備の導入検討
- ② 住宅向け設備設置補助金の交付及び県共同購入事業に関する情報発信・支援
- ③ 既存施設整備によるエネルギーの自給自足の推進
- ④ 町民、事業者への導入促進に向けた情報発信

■当面の進捗目標

進捗管理指標	現状値（2022年）	目指す方向性
① 公共施設への再生エネ発電設備の設置施設数	0 施設	施設数の増加を目指す
② 太陽光発電設備導入補助の申請数	0 件	申請数の増加を目指す

Column 三重県太陽光発電設備等の共同購入について

三重県の取り組む、太陽光発電設備や蓄電池の購入を希望する家庭や事業者に対する補助事業です。

一括発注によるスケールメリットを活かして価格を抑えることで、太陽光発電設備等の普及拡大を図る事業となっています。

太陽光パネル・蓄電池の共同購入とは

再生可能エネルギーの普及促進

自治体
参加者
施工事業者

みんなで参加できる！
安心のサポート！
簡単に手続きができる！
市場価格よりおトクに購入できる！

多くの注文を獲得・計画的に販売・施工

暮らしに節約！災害に安心を！ 太陽光・蓄電池のメリット

- 新築時の設備はリアルタイムで使えます。
- 電気代を節約しながら、売電収入で購入費用を回収できます。
- 停電時は、自立運転機能に切り替えることで停電時コネクタセンターから100W程度の電力供給が使えます。
- 製品により対応できる出力容量は異なります。

- 新築時の設備を蓄電池に初めて接続も使えます。
- 停電時は、蓄電池切替で対応した電気を使えます。

※ 100W以内の消費電力で稼働している場合、予備の電源の切替、停電、充電などの機能は稼働しない場合があります。

取り組み② 創エネ・省エネにより脱炭素化を推進する

- 行政による先導的な創エネ・省エネの取り組みを推進するため、東員町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）等に基づく取り組みを推進するとともに、時代に合わせて適宜見直していきます。
 - その第一段階として、公共施設での省エネ化に向けて、照明器具の LED 化やエネルギー効率の高い公用車等の導入を積極的に進めるとともに、公共施設の閉庁時の空調停止や照明の間引きなどの取り組みを行います。
 - 住宅や事業所等における脱炭素化を推進するため、古い家電を省エネ家電に換えることや、使用する電力を化石燃料由来から、再生可能エネルギー由来に切り替えること、環境性能の高い住宅（ZEH 住宅等）を検討することなどのメリット等の情報発信を行います。
- ① 公共施設での省エネ設備の導入
 - ② 閉庁時の空調停止、照明間引き
 - ③ 町民向け省エネ家電製品購入促進
 - ④ 創エネ・省エネ設備導入、環境由来エネルギー切替に関する情報発信



■ 当面の進捗目標

進捗管理指標	現状値（2022年）	目指す方向性
① 公共施設での二酸化炭素排出量	2,436t-CO ₂	排出量の削減を目指す

Column 省エネ家電について

家電の省エネ性能は年々向上しており、古い家電の買い替えはエネルギー消費量の抑制になります。

家電の省エネ性能は「統一省エネラベル」で分かりやすく表示されています。2022年度からは、多段階評価等の考え方を加えた新しいラベルに更新されました。

省エネ性能
★ ★ ★ ★ ★ 2.0
省エネ性能係数 87% AHP 5.8
20,500 円

① 多段階評価点
本体における数値の省エネ性能の新しい値は60～1.0までの11段階を表す（多段階評価）。★（星マーク）は多段階評価点に応じて表示しています。

★★★★★	3.0	★★★★	2.0～2.9
★★★★	4.0～4.9	★★★	2.0～2.9
★★★	5.0～5.9	★★	1.0～1.9
★★	2.0～2.9	★	0.0～0.9
★	0.0～0.9		

② 省エネルギーラベル
省エネラベル、省エネ基準達成率、エネルギー消費効率、日照時間を表示。（詳細は10ページ参照）

③ 年間の目安電気料金
1年間の目安電気料金を、年間の目安電気料金で表示。

Column ZEH（Net Zero Energy House）について

太陽光発電による電力創出・省エネルギー設備の導入・外皮の高断熱利用などにより、生活で消費するエネルギーよりも生み出すエネルギーが多い住宅をZEH住宅と呼びます。



施策 I-2 環境に配慮した行動への転換促進

取り組み③ 環境にやさしい日常生活、経済活動への転換を促す

- 脱炭素化の推進については、町民や事業者、行政など、地域で活動する全ての人や組織・団体が、それぞれの活動の中で、環境に配慮した行動を意識し、実践することが重要です。
- 家庭でできる環境配慮行動や、省エネ等による経済面での効果等を周知し、自発的な環境配慮行動に繋がるよう、情報発信を行います。
- 国や県の進める環境配慮行動の促進に向けた事業や運動（例：環境省 デコ活等）について最新の情報を収集し、町民や事業者の日常生活や経済活動の転換を促すための情報発信を行います。

- ① 町民向け広報・情報発信
- ② 国や県の環境配慮行動の事業や運動等の最新情報の収集と情報発信

■当面の進捗目標

進捗管理指標	現状値（2022年）	目指す方向性
① 町民・事業者向けの情報発信実施数	2件	実施数の増加を目指す

Column 環境省 デコ活

環境省では、2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けた、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を後押しするための新しい国民運動「デコ活」を展開しています。

脱炭素につながる将来の豊かな暮らしの全体像や絵姿が示されています。

デコ活
くらしの中のエコろがけ



取り組み④ 環境に配慮した交通体系への転換を促す

- 町民の移動手段として運行するコミュニティバスについて、将来にわたり継続し、利用促進を図るための維持、拡充に取り組みます。また、自家用車から公共交通への転換を促し、環境にやさしい交通体系の実現を図るため、鉄道やバスなど公共交通の利用促進に向けた情報を発信します。
 - 自家用車を利用する際の温室効果ガス排出量を抑制するために、EV 充電設備の設置や次世代自動車の購入等に関する国、県の補助事業に関する情報発信を行います。
 - エコドライブに関する情報を発信します。
 - 県が進める共同住宅、従業員駐車場等での EV 充電設備設置等の補助制度に関する情報発信を行います。
- ① 地域公共交通の維持・拡充（コミュニティバスの維持、公共交通の利用促進など）
 - ② 公共施設へのEV充電設備の設置促進
 - ③ 共同住宅等でのEV充電設備導入支援
 - ④ 環境にやさしい交通への転換に関する情報発信（公共交通利用促進、エコドライブ奨励など）

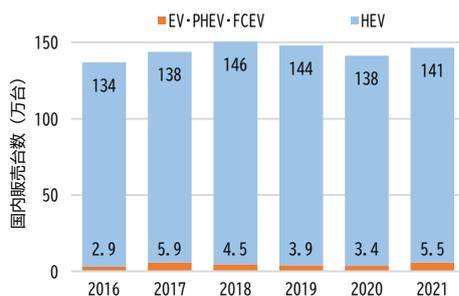


■当面の進捗目標

進捗管理指標	現状値（2022年）	目指す方向性
② コミュニティバスの利用者数	74,515人	利用者数の増加を目指す

Column 次世代自動車の種別

次世代自動車には様々な種別があり、大きくEV（電気自動車）やHEV・PHEV（ハイブリット車）、FCEV（水素等燃料電池車）の領域に分けられます。町内の次世代自動車の多くはHEV（ハイブリッド車）であり、EV等の国内普及率はごく小さい状況です。



方針Ⅱ 暮らしをまもる 安心・快適なまちづくり

施策Ⅱ-1 安心・快適な暮らしを支える環境の形成

取り組み① 暮らしを取り巻く環境変化を監視し適切に対応する

- 町民の安全・安心で快適な暮らしには、水や空気等の自然環境や騒音、振動等の生活環境が適切な形で維持され、問題が生じた場合には迅速に対応していくことが必要となります。
- 町の技術基準に基づく特定施設等に対して、水質汚濁物質の排出状況や、振動・騒音の発生状況について、制度に基づく適正な届出を促します。
- 町民等からの通報を受けて実施している工場・事務所の定期巡回について継続するとともに、違反等が認められる場合には適正な指導を行います。
- 員弁川等の水質調査地点について、継続的に調査を実施します。
- 道路、工場等の騒音、振動等の環境問題の生じる箇所を中心に監視・測定を行います。
- 事業者の経済活動等において、大気、水質、騒音、振動等の監視・測定において異常が生じた場合に適正な指導を行います。

- ① 特定施設の届出の適正な運用（水質、振動、騒音に関する届出）
- ② 通報のあった工場・事務所の定期巡回
- ③ 水質状況調査（河川、用水路）
- ④ 騒音、振動の監視・測定
- ⑤ 公害防止等に関する事業者への指導の実施

■当面の進捗目標

進捗管理指標	現状値（2022年）	目指す方向性
① 員弁川等の水質基準を達成した地点割合	100%	達成率100%を目指す

取り組み② 衛生的で自然災害の不安のない住環境を形成する

- 地球温暖化が進む中で、近年、全国各地で強い台風や集中豪雨などの異常気象が観測されており、これによる自然災害が発生しています。自然災害への不安なく、衛生的に暮らすことのできる住環境を確保していくことが求められています。
- 公共下水道の整備を継続的に進めるとともに、下水道の老朽化への効率的な対応を図ります。
- 住環境の適正な維持のため、空き家・空き地バンクの活用による民間利用の促進を図ります。

- ① 公共下水道の整備及び維持
- ② 空き家・空き地の解消に向けた取り組みの実施

■当面の進捗目標

進捗管理指標	現状値（2022年）	目指す方向性
① 公共下水道の普及率（人口割）	99.3%	普及率の増加を目指す

Column 放置空き家もたらす被害について

放置された空き家が増えることは、老朽化による東海や景観の悪化、放火による火災、治安の悪化などが考えられます。

また、環境面では老朽施設の廃棄時のごみの発生や、空き家に野生生物が住み着くこと等の問題があります。

（NPO 法人 空家・空地管理センター）

▶ 老朽化による倒壊



なぜ老朽化した空き家の倒壊の危険性が社会問題となっているのでしょうか。それは、日本の家が主に木で造られていることが要因です。木で造られた家は定期的な換気や適切な管理を行わないと、弱くなっていき、構造材としての役目を果たすことができなくなってしまい、小さな地震や台風でも倒壊する建物が出ています。

▶ 景観の悪化



空き家の倒壊の危険性と合わせて、その空き家・空き地が周辺環境に大きな悪影響を及ぼす景観の問題もあります。どのように管理すれば治安の悪化や景観破壊の原因とならずに済むのでしょうか。それは「外観を綺麗に保つ」ことにあります。

▶ 放火による火災



日本全国の総出火件数は44,102件（平成24年1月～12月）で、原因の1位は「放火」となっています。空き家は人の目がなく、燃えやすい枯草、ゴミ、紙ゴミなどが散乱していることが多いため、不審者による放火の可能性が高くなっています。

▶ 不審者による治安悪化



不審者が狙っているのは「誰も来る可能性がない家」です。さらに、家の中に家財道具や布団などが揃っている住宅も標的になる可能性が高くなります。つまり、空き家管理をしっかり行っていれば、被害に遭う可能性も低くなります。

施策Ⅱ-2 ごみを適正に処理する仕組みの形成

取り組み③ ごみとなるものを減らす

- リデュース、リユース、リサイクルの3Rの推進に向けて、リサイクルの推進イベントの開催や、小学校や自治会、事業者等への3Rの呼びかけなど、啓発活動や情報発信を継続して実施します。
- 行政職員は、積極的に3Rの取り組みを実践し、その取り組み実績や実施効果について情報発信を行います。
- 使用済み食用植物油の再利用に向けた分別回収の推進、給食の調理時に発生する端材や給食残飯の効率的な回収、堆肥化の実現など、食品からのごみを減らす取り組みを進めます。
- ごみの分別の周知に向けたハンドブック冊子の配布などの取り組みを継続しながら、分別方法の変更等に合わせた改定等を行います。

- ① リサイクル推進の啓発・イベント案内
- ② 廃食油の分別回収（再利用）
- ③ 給食残飯の堆肥化
- ④ ごみ分別に関する情報発信
- ⑤ 3Rに関する情報発信（小学生・自治会・事業者等への情報発信、行政の率先行動など）

■ 当面の進捗目標

進捗管理指標	現状値（2022年）	目指す方向性
① 町民1人あたりごみ排出量	（集計中）	排出量の減少を目指す
② 生ごみ堆肥化容器設置補助の申請件数	22件	補助件数の増加を目指す

Column 東員町「ごみの出し方ハンドブック」について

東員町では「ごみの出し方ハンドブック」を各世帯に配布し、資源・ごみの処理・活用のしかたや、適切な出し方等を周知しています。



取り組み④ ごみを適正に処理する

- 自治会等の各種団体が取り組む資源ごみの回収活動に対して、集団資源回収団体登録制度、資源ごみ収集団体育成助成金等を通じた支援を継続します。
- 資源ごみストックヤードの管理・運営を継続しながら、効率的な管理運営について検討を進めます。
- 多様な廃棄物を効率的に収集、運搬するために、民間委託を継続しながら、より効率的な方法等について検討します。
- また、土砂、がれき類の最終処分場の管理・運営を継続するとともに、効率的な管理運営について検討を進めます。

- ① 集団資源回収団体登録制度等による支援
- ② 収集・運搬業務の民間委託
- ③ ごみ処理施設の設置・管理・運営
- ④ 東員町最終処理場の管理・運営

■当面の進捗目標

進捗管理指標	現状値（2022年）	目指す方向性
① 集団資源回収団体の登録数	47 団体	団体数の維持を目指す

Column 廃棄物の分類について（産業廃棄物と一般廃棄物）

廃棄物（ごみ）は、「産業廃棄物」と「一般廃棄物」の2種類に区分されています。

産業廃棄物は、燃え殻や汚泥、廃油、廃プラスチック、金属くず、がれき、畜産農業の動物のふん尿など、20種類の区分があり、それぞれの適正な処理が求められます。



出典：九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会ホームページより

方針Ⅲ 自然をまもる 共生する地域づくり

施策Ⅲ-1 魅力的で質の高い自然環境の保全

取り組み① 身近な「みどり・みず」の空間を創出する

- 町民にとっての身近なみどり・みずの空間としての街区公園、ため池公園、農村公園などの既存公園について、整備・活用を推進します。
- 員弁川、戸上川、藤川など、町内を流れる河川や水路について、水辺空間としての保全や活用に向けた改修等を検討します。
- 中部公園などの大規模な都市公園について、適正な整備、維持管理を推進します。

- ① 既存公園の整備・活用
- ② 水辺空間の保全・改修
- ③ 都市公園の適正な維持管理

■当面の進捗目標

進捗管理指標	現状値（2022年）	目指す方向性
① 中部公園の来場者数	125,340人	来場者数の維持を目指す
② 町民1人あたり公園面積	14.9人/ha	1人あたり面積の維持を目指す

Column 東員町の公園・緑地

東員町には大小様々な公園が50箇所整備されており、桑名・員弁の4市町の中でも公園の充実したまちです。東員町中部公園は、年間約12万人（2022年度時点）の訪れる町内最大の公園であり、アスレチックや遊具、パークゴルフ、バーベキュー施設など、多様なアクティビティが楽しめます。

なお、2023年度において総合公園・街区公園の36箇所を対象とした「東員町公園施設長寿命化計画」が策定され、今後、公園施設の整備・改修が進んでいきます。

番号	公園名	所在地	面積(m ²)	番号	公園名	所在地	面積(m ²)
1	藤川公園	瀬古兼宇出口1002番地先	2,242	26	さつき公園	城山1丁目44番	1,784
2	なかよし公園	山田宇野地2501番地	1,841	27	スポーツ公園	城山1丁目47番1	9,872
3	野塚公園	山田宇野地3677番地	396	28	スポーツ公園駐車場	城山1丁目47番4	861
4	神田公園	六把野新田字村中707番地	4,412	29	しらかし公園	城山2丁目12番14	1,278
5	高野公園	高野宇野野173番地35	239	30	あじさい公園	城山2丁目21番16	1,240
6	松葉公園	常尾西1丁目29番	1,161	31	すみれ公園	城山2丁目29番34	392
7	うぐいす公園	常尾西2丁目9番	1,197	32	もみじ公園	城山3丁目11番1	1,279
8	常尾ゲートボール公園	常尾西2丁目21番1	11,811	33	つばき公園	城山3丁目19番1	1,244
9	ひばり公園	常尾西2丁目29番	1,046	34	さくら公園	城山3丁目29番1	1,280
10	つつじ西公園	常尾西3丁目1番14	1,622	35	いちよう公園	城山3丁目29番18	1,221
11	ふじ西公園	常尾西3丁目10番1	1,580	36	笹尾西緑地	常尾西1丁目29番1、29番	12,752
12	さつき西公園	常尾西4丁目10番	1,240	37	笹尾東緑地	常尾東1丁目11、11番15、11番11	12,950
13	れんげ公園	常尾東1丁目9番	1,065	38	城山西緑地	城山1丁目2番15	4,352
14	マリー公園	常尾東1丁目20番	1,020	39	城山東緑地	城山1丁目23番23	10,087
15	すみれ公園	常尾東1丁目22番	1,177	40	東員町中部公園	北大社1634番地	243,000
16	常尾中央公園	常尾東2丁目6番1	25,286	41	瀬古兼村公園	瀬古兼地内	2,374
17	カナリヤ公園	常尾東2丁目29番	1,192	42	穴太兼村公園	穴太字キトラ1270番地	1,918
18	白梅東公園	常尾東3丁目14番	1,330	43	八幡新田兼村公園	八幡新田字法之内627番地	1,490
19	もみじ東公園	常尾東3丁目21番	1,223	44	北大社兼村公園	北大社字西垣内037番地	3,958
20	はぎ東公園	常尾東4丁目13番	2,700	45	南大社兼村公園	南大社字東野192番地2 他	2,488
21	ネオポリス公園	城山1丁目7番17	4,036	46	長深兼村公園	長深宇西林3004番地	2,950
22	きびんか公園	城山1丁目15番1	1,381	47	東員北部山田兼公園	山田宇半ノ木地内	70,000
23	あかしや公園	城山1丁目24番10	1,001	48	万助溜公園	桑野1469番地先	37,000
24	ボブラ公園	城山1丁目37番25	1,202	49	神田池公園	山田宇野地内	27,000
25	つつじ公園	城山1丁目41番	1,961	50	野舞池公園	長深地内	1,211



取り組み② 農地や林地を適正に保全する

- 東員町では、水稻中心の農業が行われていますが、農業従事者の高齢化や担い手不足などから、健全な農業経営による農地の保全に向けた取り組みが求められます。
- 耕作放棄地の実態や将来の活用可能性を把握するため、耕作放棄地の地主への調査を実施し、耕作放棄地の対応について検討します。
- 行政による県内木材を使用した備品等の購入、利用を推進します。
- 民間団体、事業者等が自主的に取り組む森林保全活動の実績について、情報発信を行います。

- ① 耕作放棄地の地主への利活用意向調査
- ② 県内木材使用備品の利用
- ③ 森林活動保全の実績の発信



■当面の進捗目標

進捗管理指標	現状値（2022年）	目指す方向性
① 利用意向調査の実施数	1回/年	定期的な調査を目指す
② 森林保全活動実績の情報発信数	1回	実施数の増加を目指す

Column 転作田を利用したコスモス畑の取り組み

町内の転作田等を活用し、毎年10月上旬～下旬に見頃を迎えるコスモス畑を作付けしており、見ごろの時期には、多くの住民や観光客が集まります。

作付けは地域の認定農業者の団体である「東員町農業振興部会」や、町の農福連携協定を結んでいる就労継続支援A型事業所「シグマファームとういん」が行っています。



作付け風景（2023年8月）



施策Ⅲ-2 人と生き物が共生する生態系の保全

取り組み③ 在来の自然生態系を守り育む

- 環境ボランティア等の地域団体による保護活動や景観整備に対する支援を継続しながら、生物多様性の保全に資する取り組みを進めます。
- 町内の豊かな自然に生きる希少動植物の調査・保護活動を継続的に実施します。
- ブラックバス等の特定外来生物について、飼育・栽培・輸送の禁止等の周知や、駆除に関する情報発信を行います。
- 三重県の進める「みえ生物多様性パートナーシップ協定」について、町内事業者に対する情報発信を進め、生物多様性保全に繋がる活動に協力的な事業者の登録を支援します。

- ① 地域団体による保護活動及び景観整備の実施
- ② 希少動植物の調査・保護
- ③ 外来種の知識、駆除等に関する情報発信
- ④ みえ生物多様性パートナーシップ協定の推進

■ 当面の進捗目標

進捗管理指標	現状値（2022年）	目指す方向性
① 特定外来生物に関する情報発信件数	0件	件数の増加を目指す

Column みえ生物多様性パートナーシップ協定

三重県では、生物多様性保全活動団体の活動の支援に向けて、生物多様性保全活動団体と企業等とのマッチングを進め、その活動を強化する仕組みとして、「みえ生物多様性パートナーシップ協定」が実施されています。

令和3年時点では、桑名・員弁地域の市町に所在する2事業者が登録しています。

No.	登録事業者	所在地	団体名	活動内容	活動地域	協定の状況
1	まぐろエンフニアリング	津市	ウミガメネットワーキ	ウミガメ保護	四日市一津の海岸	R19.6.28～11.29 協定締結 終了
2	トヨタ自動車	愛知県刈谷市	三重県	ボスネーコンタクト	朝内寺域	R19.4.7～11.29 協定締結 終了
3	太郎ハウズ	滋賀県	ちよと自然	左の島の生態調査、観察会	四日市、新渡、瀬野	R19.9.26～11.29 協定締結
4	東亜書	四日市市	いなべ市	ヘルゲキヤマガシの観察活動	いなべ市	R19.9.26～11.29 協定締結
5	東芝メテラ(株) 四日市工場	四日市市	四日市西高等学校 自然研究会、 桑名高等学校 M18.8.1 研究会	フタウツの保護活動の推進	いなべ市、滋賀県 四日市市	R1.12.4～11.29 協定締結
6	三友不動産	津市	高知水産部 三重大学	ウミガメの保護活動	伊勢市 明海町	R1.3.28～11.29 協定締結
7	NTN三進重市南	桑名市	多岐自然有会の会	イモナシの保全活動	桑名市	R1.9.18～11.29 協定締結
8	三重大学	津市	日本野鳥の会三進	鳥類(シロドリ、コアジサシ等) 繁殖地の保全	津市	R2.6.11～11.29 協定締結
9	株式会社三五	愛知県 名古屋	株式会社三五 いなべ市	オオサンケイガシの観察活動	津市	R2.5.17～11.29 協定締結
10	パイオニクス プライベートレジーズ	松阪市	ウミガメ ネットワーク三進	ウミガメ保護	三重県内の 伊勢湾岸	R3.7.16～11.29 協定締結
11	三進エネワーズ(株)	松阪市				
12	大成産業(有)	松阪市				
13	伊勢環境サービス(株)	津市				

取り組み④ 人と生き物が共生できる環境をつくる

- 飼い主のいない猫の TNR (Trap 捕獲、Neuter 不妊手術、Return 帰す) 事業を継続的に取り組み、地域猫等の繁殖を適切に管理します。
- 行政、民間が連携し、有害鳥獣の適切な捕獲・駆除を行います。
- 飼い主に対する 1 年 1 回の狂犬病予防接種の適正な実施について、町内での集合注射や市委託動物病院等に関する情報発信を行います。

- ① TNR 事業の実施
- ② 有害鳥獣駆除の取り組みの実施
- ⑤ 狂犬病予防接種の適正実施

■当面の進捗目標

進捗管理指標	現状値 (2022 年)	目指す方向性
① TNR 事業による対応頭数	21 匹	対応頭数の増加を目指す

Column TNR 事業について

飼い主のいない猫を減らす取り組みであり、東員町も地域猫の取り組みに協力しています。

人とねこが共生できるまちをめざして
 飼い主のいない猫(ノラ猫)をめぐる
 トラブルが増えています。

たとえば...

- 猫にも命があるから大切にしたい。
 飼い主になれないけれど
 有害鳥獣なので餌はあげたい。
- 騒音がひどい。
 尿を垂らされた。
 糞尿がひどい。
 猫と争うから、
 子猫がとんとん生まれる。

優しい気持ちではありますが、とんとん猫の数が増え、地域トラブルも発生します。不幸な命を増やさない方法を考えましょう。

ノラ猫であっても保護動物(飼育の必要なし)。「エウヤリ保身」では餌は與りません。地域の問題として、自治体による正しい解決方法を考えましょう。

ノラ猫を減らす取組 TNR 活動をご存じですか?

この活動には、ノラ猫に不妊・去勢手術を行い、ノラ猫を減らすことやトラブルの発生を抑えるとともに、一匹一匹の命も守ります。

Trap ノラ猫を捕獲し
Neuter 不妊・去勢手術し
Return 元の場所に戻す

- 手術をした後は、目印として餌をあげてください。
- 猫が病気できるより、一匹一匹の命をまじく守ってあげましょう。

地域の猫問題を解決するために、猫の飼いさんにお話ししたいこと...

- 室内飼育
- 首輪、迷子札をつける
- 不妊・去勢手術をする
- いなくなったらすぐに保護する

あなたの行動は人に感動をかけています。ぜひ、近隣に相談した猫の飼いの方を支援しましょう!

三重県

方針Ⅳ みんなでまもる パートナーシップの仕組みづくり

施策Ⅳ-1 環境学習の充実

取り組み① 環境に関する情報をまとめ発信する

- 環境配慮行動等に関する情報発信について、ホームページ、広報誌等の町広報メディアや、協力体制にある民間団体等とともに情報発信を行います。
- 環境学習や環境イベントへの積極的な参加を促すため、興味・関心を高める情報発信の手法を検討し、実践していきます。

- ① 環境に関する情報発信
- ② 環境学習、イベント等の情報発信

■当面の進捗目標

進捗管理指標	現状値（2022年）	目指す方向性
① 環境関連情報、環境学習等の情報発信件数	（集計中）	件数の増加を目指す

Column リサイクルバンクについて

「ごみの減量と資源の保護」を目的に、家庭で不用となった品物を再利用するため、必要な方への橋渡しを行うリサイクルバンクの取り組みを行っています。

リサイクルバンクに登録された品物の情報を、町役場、総合文化センター、笹尾連絡所、子育て支援センターに掲示することで、欲しい人と譲りたい人とのマッチングを行っています。

リサイクルバンクの設置場所



取り組み② 環境学習が受けられる機会を増やす

- 小中学校を対象とした環境出前講座を継続的に実施するとともに、興味関心を持ちやすい教育方法について検討を進めます。
- 民間ボランティア団体と連携した出前講座の開催など、様々な年齢層に対する環境学習の機会を提供します。
- 資源ごみストックヤード等の環境関連施設の見学会の受け入れを継続して実施します。
- 町内に立地する事業者が実施する環境学習等のイベントの周知や連携した取り組みを検討します。
- 町主催の環境学習イベント等について、学習の場としての民間用地の使用に関する連携等の体制を構築します。

- ① 環境出前講座の実施（小中学校）
- ② 自然教室の開催（義務教育以外）
- ③ 施設見学会の受入
- ④ 民間イベントへの参加・連携
- ⑤ 町主催イベント時の用地提供協力



■当面の進捗目標

進捗管理指標	現状値（2022年）	目指す方向性
① 小中学校等の環境出前講座の実施回数	3回	実施数の増加を目指す

Column 小中学校での環境出前講座

三重県環境学習情報センターの講師による環境出前講座などを行っています。



Column 企業の森を活用した森林教育

TOYOTIRE(株)桑名工場では、森林をフィールドに企業の森活動に取り組みされており、従業員の継続した活動によって、森林整備や遊歩道が設けられています。

近隣の城山小学校では、令和3年度より企業の森「TOYOTIRES 緑のつながり・三重」で森林教育を行っています。

令和3年 県森林出前授業

令和4・5年 みえ森交付金
出前授業



施策IV-2 環境保全活動に参加しやすい環境づくり

取り組み③ 住民・事業者・団体等の積極的活動を支援する

- 町内で行なわれる美化清掃活動の支援に向けて、ごみ袋の無償提供を継続して実施するとともに、制度の活用に向けた情報発信を行います。
- 生ごみ堆肥化の推進に取り組む NPO 団体への支援を継続しながら、広く町民への周知を図るための連携体制を構築します。
- 町民や事業者等の自主的な環境保全活動について、広く町民等に周知するための情報発信の仕組みを検討します。

- ① 美化清掃活動へのごみ袋の無償提供
- ② 生ごみ堆肥化に関する NPO 団体の支援
- ③ 民間による積極的活動に関する情報発信



■当面の進捗目標

進捗管理指標	現状値（2022年）	目指す方向性
① 美化清掃活動のごみ袋提供団体数	37件	提供数の維持を目指す
② NPO 団体の生ごみ処理量	99t	

取り組み④ 民間の力を発揮しやすい官民連携体制を構築する

- 環境保全等に資する取り組みを進める事業者との包括協定の締結を推進し、民間が町内で活動しやすい体制の構築を推進します。
- 4市町が連携し策定する広域計画に基づき、市町間での情報交換や環境学習等での他市町住民の受け入れ等、広域連携に基づく取り組みを検討します。

- ① 環境に関する包括協定に基づく取り組みの推進
- ② 広域計画に基づく市町間連携の強化



■当面の進捗目標

進捗管理指標	現状値（2022年）	目指す方向性
① 環境に関する包括協定の締結事業者・学校数	0件	件数の増加を目指す

V アクションプランの推進体制

1. 計画推進の仕組み

- 広域環境基本計画の実効性を高め、計画を着実に推進していくため、住民、事業者、団体及び行政等の各主体が、協力・連携を図りながら、各主体の環境保全活動を促進するとともに、各主体間の環境に関する情報の交換や人的交流、連携した行動・事業の実施等を進めていきます。
- 2市2町は、それぞれの市町の条例において、年次報告として「桑名・員弁広域連合及び地域自治体と協働し、毎年、環境の状況並びに環境の保全と改善に関して講じた施策及び講じようとする施策を明らかにした報告書を作成し、公表しなければならない。」と定めています。
- 条例に基づく上記の年次報告については、2市2町のアクションプランに位置づけた進捗管理のための指標をもとに、毎年2市2町の環境審議会等において報告し、その結果をもって桑名・員弁広域連合事務局の点検を行い、住民への公表をすることで進めていきます。
- 計画全体については、2市2町の年次報告を踏まえて、概ね5年後の中間見直しに併せて計画の評価指標に基づき、桑名・員弁広域連合としての評価を行います。
- 具体的な進行管理の仕組みは、以下のとおりとします。

(1) 計画全体の進行管理

- 広域環境基本計画の全般にわたる計画進捗状況の管理については、桑名・員弁広域連合が事務局となって管理を行うものであり、2市2町から報告を受けた計画の進捗状況を取りまとめ、住民に公表するとともに、桑名・員弁広域連合議会へ状況報告を行う事とします。
- 計画期間は、令和6年度から令和15年度までの10年間とし、概ね5年間で基本に中間見直しを行います。ただし、国や県の2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、地球温暖化対策実行計画(区域施策編)に関連する脱炭素化の取り組みに関しては、令和12年度(2030年度)での検証を行うものとします。
- ただし、環境問題や社会情勢等の変化を踏まえた計画の見直しが生じた場合、桑名・員弁広域連合の事務局及び2市2町で検討し、状況に応じて柔軟な対応を図っていくこととします。

(2) 2市2町のアクションプランの進行管理

- 広域環境基本計画の実現に向けて位置づけた2市2町のアクションプランの管理については、2市2町が主体となり管理を行うものです。
- 2市2町のアクションプランに位置づけた施策進捗管理目標及び取り組みの進捗状況を取りまとめ、2市2町において、住民・事業者・団体等の代表及び有識者で構成される環境審議会へ報告するとともに、桑名・員弁広域連合事務局へ報告するものとします。
- 2市2町のアクションプランの計画期間は、最長で計画全体の中間見直し(概ね5年後)までに見直すことを基本としますが、2市2町での取り組みの進捗状況や新たな取り組みの実施、地域情勢の変化等を受けて、2市2町のアクションプランの見直しが生じた場合、2市2町の事務局で検討し、環境審議会に報告の上で、状況に応じて柔軟な対応を図っていくこととします。

2. 計画の進行管理の流れ

- 計画全体及び2市2町のアクションプランの進行管理の流れは、以下のとおりです。
- 計画全体は、概ね5年を目途に「計画・見直し」を行うものとし、実施・点検については、2市2町のアクションプランにおける毎年の実施・点検の報告を受けて行うものとし、
- 2市2町では、2市2町のアクションプランに位置付けた取り組みを「実施」し、年次報告に基づく「点検」を行いながら、必要に応じて「改善」を行うものとし、

【全体】 桑名・員弁広域環境基本計画

計画・見直し

- 計画の策定・見直し
- 実施・点検を踏まえた、見直し・課題の整理・分析
- 状況に応じた見直し



概ね5年を目途に見直し（脱炭素化視点で2030年に見直し予定）

実施・点検

- 計画及び施策の取り組みを、住民・事業者・団体・行政等の主体が連携しながら実施
- 2市2町の状況報告を広域連合事務局で点検
- 構成自治体協議会、広域連合議会への報告
- 住民に公表

【個別】 アクションプラン

毎年の年次報告を踏まえ、必要に応じて適宜見直し

実施

- 2市2町のアクションプランに基づく取り組みを実施
- 2市2町の住民、事業者、団体などとの協力・連携

点検

- 進捗管理の指標の取得と状況報告の整理
- 2市2町の環境審議会への報告
- 広域連合事務局への報告
- 住民への報告

毎年
実施

改善が必要な場合

改善

- ※進捗管理の指標、取り組み実施の状況等を踏まえて検討
- 各取り組みの進捗状況の把握
 - 状況に応じた見直し

桑名・員弁
広域環境
基本計画

KUWANA
INABE
KISOSAKI
TOIN

桑名・員弁広域環境基本計画 東員町環境アクションプラン

発行年 令和6年3月

監修・発行 東員町、桑名・員弁広域連合